

2. 法学研究科

法律学専攻

【到達目標】

法律学の各専攻分野における研究者の養成に加えて、企業法務や行政実務に携わる高度な専門職業人の養成ないしはキャリア・アップ、また一般社会人の市民的教養の涵養や生涯学習のための場としての機能を果たすための教育・研究計画を策定し実施する。また、大学院生に対する学位論文作成等に対する指導については、教員個人（指導教授）による指導とともに、指導教授となっていない他の教員も参加する集团的・組織的な指導も合わせて重視する。

【現状説明】

（1）教育課程等

1) 教育課程内容

本研究科では、1999年度から社会人を積極的に受け入れるため昼夜開講制度を導入し、研究者養成の目標とともに、学術的な研究能力のみならず、社会実用的な法学・政治学の専門知識を身につけた専門職業人の養成も目標として掲げ、学修者の研究目的に応じた履修モデルを想定しながら教育課程（カリキュラム）を見直した。例えば、①法曹家を目指す者のための「法律職」では基本六法を中心に、②企業社会での法的エキスパートを目指す者のための「企業法務」では民・商法を中心に、③自治体職員や地方議員あるいは福祉事業の関係者などを目指す者のための「自治体政策」では憲法・行政法を中心に、④基礎法学や政治理論の研究を目指す者のための「法・政治文化」では基礎法学・政治学を中心に履修することが想定された。その結果、これまでの民事法学科目、公法学科目及び基礎法学科目の科目区分は残したものの、上記の目的に対応できるようなカリキュラムの設定が行われた。このようにして、法学部で法学・政治学を学んだ者がさらに高度な研究に取り組むことができるような体制としている。

ところが、2004年に法曹養成を第一の目的とする法務研究科（ロースクール）が設置されたことに伴い、実務法曹志望者や実定法科目研究者志望者が本研究科へ進学するケースは、ほぼなくなったと見てよい。そこで、本研究科の教育課程（カリキュラム）を再度見直しする必要が生じた。具体的には、公共政策の分野を立ち上げることを目指してカリキュラムの抜本的な改定が着手されたが大学としての了承を得るまでには至らず、講義科目として公共政策特講を置くにとどまっている。しかし、実質的には、社会の変化に対応すべく公務員・専門職従事者の再研修への要請を視野に入れて、博士前期課程・後期課程を通じた講義展開が試みられている。

本研究科に特徴的な授業科目としては、博士前期課程に、①企業、特に地元の中小企業を念頭に、その企業法務の支援を目的に創設された「中小企業法特講Ⅰ～Ⅵ」、②将来的に公共政策学専攻の独立を視野に入れて開設された「公共政策特講Ⅰ～Ⅵ」がある。博士後期課程では、科目配置として特徴のあるものはないが、博士前期課程での研究を踏まえて、学会における研究報告等の対外的活動をさせるなどの指導を行っている。

なお、学部学生の大学院設置科目の履修を可能にするために「大学院特別科目等履修生制度」が導入された。この制度により修得した単位は、本研究科に進学した場合、先行して単位認定される場合がある。現在、そのための単位認定要件の整備を進めている。この制度により、本研究科に入学した者が単位取得のための負担を減らして論文執筆に専念することができるようになるが、本研究科では早期終了の制度が現在のところ用意されていないので、在学期間を短縮する方向での利用はできない。2008年度はこの制度により履修する学生がいなかった。

2) 単位互換、単位認定等

本研究科の教育課程表に設置された授業科目のほか、他大学大学院（神奈川県内の大学間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。また、本学の他の研究科または法学部の科目を8単位内履修することができる。このことにより、大学院生の学ぶチャンスを広げるとともに、社会人入学者や留学生の教育研究指導の充実を図っている。

3) 授業形態

博士前期課程の特講科目は担当教員の講義を中心に、「演習（1）」は受講者に事前の課題を与え、その報告をもとに授業を進めることを目標にしているが、1人の指導教授に1人ないしは2人の大学院生という授業形態が多く、実際には、両者に明確な区別はなく、必要に応じて適宜、教員あるいは大学院生のいずれかの提起した論点について議論しつつ授業を進行させている。但し、「演習（2）」では、論文指導を集中的に行っている。

【 点検・評価 】

従来からの民事法学科目、公法学科目及び基礎法学科目の科目区分を維持することの意義は少なくないが、今日の多様化した社会的要請に応えるための教育・研究計画を策定し、実施するという点では、本研究科の教育課程は不十分であると思われる。上記の中小企業法及び公共政策の関連科目群を開設するなど、教育課程の活性化を図る方向である程度機能して来ているけれども、ほとんど成果は見られない。なお、社会における多様なニーズに対応するためには、従来の科目の分類にとらわれることなく柔軟な教育課程の策定の検討が必要である。

上述の大学院特別科目等履修生制度については、早期終了制度と組み合わせることによりさらに効果的な利用が期待できる。

【 改善方策 】

まず手始めに、2008年度は幾つかの法分野を融合させる形で特定のテーマを設定し、市民講座を開設した。その際に、受講者へのアンケートを実施し、本研究科の理念・目的そしてその使命を再確認するための資料作りを行った。そして2009年度には、前述の市民講座受講者アンケートの分析をもとに、教育課程表（カリキュラム）の柔軟な運用でもって、幾つかの法分野を統合する内容の講義科目を開設し、その実施状況を調査・検討する。2011年度には、それらを基に教育課程表の全面的な見直しを図るとともに、前述した早期終了制度の実現も図る。

（2）教育方法等

【 現状説明 】

本研究科では、入学後、指導教授を確定したうえで大学院生の教育指導にあたっている。具体的には、①大学院生の授業科目履修（博士前期課程は32単位、後期課程は20単位）は、指導教授の指導及び助言を得て行う。②指導教授が大学院生の研究上必要と認めたときは、大学院生は他の研究科または学部の課程による8単位以内履修することができる。また、他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。③大学院生は、専門に研究しようとする科目につき、指導教授より「演習（2）」（博士前期課程2年間8単位、後期課程3年間12単位）において研究指導を受ける。

入学から学位論文の作成に至るまでの教育研究指導の流れを概観すれば、次のようになる（2008年度大学院履修要覧10～11頁 III学修の流れを参照）。

博士前期課程では、年度当初に入学学生全員を集め、修士論文の作成指導と各自の研究テーマの報告会を実施する。そして、2年次の6月に論文題名届を提出し、9・10月頃に指導教授及び指導教授以外の複数の教員並びに他の大学院生の参加のもとに中間報告会を実施し、論文完成に向けての種々の指導ないしアドバイスを受けることになる。また、博士後期課程でも、同課程3年次の4月に合同研究会を開催し、博士後期課程に在籍している全員を対象に各自の研究計画の発表を行う。5月頃に論文中間報告会を開催し、その提出を考えるに至る経緯も含めて、学位審査に値する論文であるか否かを判断するための予備審査を実施し、その後は上記、博士前期課程とほぼ同じ手続が行われている。とくに博士後期課程では、論文審査の過程で公聴会を実施している。論文指導は、授業科目として指導教授の「演習(2)」という科目で、個別的就業にかつ集中的に行われている。それとともに、論文の客観的な評価を得るために、修士・博士論文提出前の中間報告会や博士論文提出後の公聴会などが設けられている。そこでは、指導教授となっていない本研究科の教員に積極的に参加してもらい、集団的な指導を行っている。

成績評価方法については統一したものはないが、大学院における授業科目の講義・演習については、受講生が1人ないしは2人といった個人指導の状態であるので、日々のレジュメ作成・報告及びディスカッションなどを中心とする平常点により個々の担当教員の判断に基づいて、評価対象となる学生の資質向上の状況の程度に応じて成績評価が行われている。その際の成績評価は、大学院生の達成度をよりきめ細やかに測定するために、学部の成績評価基準に準じて、秀・優・良・可・不可を置き、5段階評価とすることとした。成績評価基準を明確にするために、各成績評価の定義付けをしている(2008年度大学院履修要覧2頁 履修・学業等に関する事項を参照)。

本研究科博士前期課程を修了した者のうち、博士後期課程に進学する者は比較的少ない。就職を希望する者はほぼ就職できている。その3割程度は公務員となっている。また、修士論文を完成させた者が『神奈川大学大学院法学研究論集』に当該論文を発表する例は、全体の半数以下にとどまっている。博士後期課程では、2004年度、1名に学位を授与した。この者は、以前から公務員であり、学位取得後も公務員として稼働している。

また、2006年度から、大学院においても、「何をし、何ができるか」を入学学生及び社会に対して明示すべく、従来の担当者とその専門の科目名の一覧方式の「教育課程表」に加えて、学部と同様の開講予定の授業内容を時間毎に具体的に提示するシラバスを掲げることとした。

なお、授業内容の改善に資するために2008年度11月より定期的にFD懇談会を実施することとした。この懇談会には本研究科担当教員が参加して問題点の洗い出しや改善方策の検討を行うこととしている。大学院生による授業評価は、受講生が1人ないしは2名程度であるので、学部が実施しているような質問表によるアンケート方式による評価は実施していない。

【点検・評価】

各課程での成果である論文作成指導については、指導教授だけに任せるのではなく、学期始めの合同研究会や中間報告会、そして公聴会などへの指導教授以外の教員の積極的な参加により、組織的・集団的指導が整う方向にあるが、上記の研究会や報告会への指導教授以外の教員及び大学院生の出席が少ないという問題が生じている。

他方で、論文作成に慣れていない社会人、他学部出身者及び留学生に対してはもちろん、学部教育を受けてきた入学学生に対しても、カリキュラムの具体的な運用(既存の講義科目を活用すること)で、法学の初歩的な学修技法や論文の作成指導を実施している。このことは、組織的・集団的指導が行えた有益なものであると評価できる。

修士論文を完成させた者が『神奈川大学大学院法学研究論集』に当該論文を発表する事例は上記のとおりであるが、なおさらにその数が増えることを期待したい。

シラバスの詳細化あるいは精密化は、各教員の指導内容を公表し受講者が科目を選択しやすくなったというメリットはあるが、指導内容が硬直化してしまう不安があることは否めない。今日の多様化ないし複眼化した社会の要請に応えるためには、担当教員の広範な指導内容を明示することも、今日では意味があると考えられる。

上記のようなアンケート方式による授業評価については問題もある。独自の評価方法が検討されるべきである。

【改善方策】

大学院生に対する組織的・集団的指導については、始めたばかりである。今後も論文の報告会や教員と大学院生の懇談会などを頻繁に開催することで、組織的・集団的指導の充実を図るとともに、教員と大学院生の意思疎通を図り授業改善に役立てようと考えている。そこで、本研究科の「FD委員会」とも連携をとり、状況を分析しながら一層の効果が期待できるようにする。

修士論文を発表する場として『神奈川大学大学院法学研究論集』を用意してあるので、論文を完成させた者にそれを発表するようさらに積極的に指導する。

（3）国内外における教育研究交流

【現状説明】

1) 国外の教育研究交流

- ①国際交流協定に基づく交換留学制度の一環として、カンザス大学大学院（米国）、浙江大学大学院（中国）への派遣交換留学生制度がある。
- ②慶南大学（韓国）や、北京行政学院（中国）と定期的にシンポジウムを開催し、大学院生にも当該シンポジウムに参加する機会を与えることによって、国際的な視点からの研究ができるように配慮している。

2) 国内の教育研究交流

神奈川県内大学間の大学院学術交流協定に基づく単位互換制度を実施することによって、大学院生に対して幅広い授業科目の履修する機会を与えている。

【点検・評価】

特に問題点や改革の必要性などの指摘はない。現在の状況が、大学院生にとっては、良い刺激となっていると思われる。今後、交換留学の活性化や国内他大学との交流が進展することは、当該大学院生にとってはもちろん、周囲の大学院生にとってもさらに刺激になり、より望ましいことであることは認識している。

【改善方策】

国内他大学との交流を進展させる。

（4）学位授与・課程修了の認定

【現状説明】

本研究科では、過去5年間で、博士前期課程を修了し、修士論文の審査に合格して修士号を取得した者は、42名を数える。博士号取得者は、2004年度に1名出たことで、累計3名となった。

学位授与状況（大学基準協会基礎データ 表7 抜粋）（単位：人）

年 度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	合 計
修 士	13	11	7	2	9	42
博士（課程）	0	1	0	0	0	1
博士（論文）	0	0	0	0	0	0

学位授与認定手続は概ね次のとおりである。即ち、各課程修了予定者（大学院生）の指導教授を主査として本研究科の担当教員（副査）の3名以上からなる審査委員会を組織し、当該大学院生から提出された論文を審査する。審査委員会は、論文審査をする上で、当該大学院生に対する最終試験（論文の内容を中心に行う口述試験及び語学認定試験）を行い、可否の決定を下す。同委員会が下した決定について、大学院担当教員全員からなる研究科委員会による審議・承認を受け、修士または博士の学位を授与している。

博士論文の審査については、前記手続に加えて、さらに公聴会の実施を審査過程に加えるという形で学位を授与してきた。外部からのいわゆる論文博士についても、これに準じた認定がなされていた。

しかし、論文博士については、当該論文提出に至るまでの経緯についてほとんど不知の外部者に関してまで、課程修了予定者に対する審査と全く同じ扱いにすることについて、慎重さに欠ける等の反省もあり、他方で、外部者を課程修了者の場合と全く異なる扱いをすることは公平さに欠けるという指摘もあった。以上のことを考慮して、2008年度からは、これまで博士論文審査の端緒となっていた「論文題名届の提出」の手続の前段階として、外部からの学位申請希望者の提出予定の論文について、「論文中間報告会」を開催し、その提出を考えるに至る経緯をも含めて、学位審査に値する論文であるかどうかを判断するための予備審査を実施する手続を導入することとし、課程博士の申請論文についても、これに準ずる扱いをすることとした。

論文試験の評価基準については、大学院履修要覧 12 頁に掲載することで、大学院担当教員だけでなく、大学院生にも明確になるように配慮している。

【 点検・評価 】

学位授与の認定手続について、客観的な審査手続が整ってきていると評価できる。上記のとおり、論文博士・課程博士を問わず、博士の学位授与に関する審査手続を一律化したことは、社会に対してもより客観的な評価を明示することができる。

【 改善方策 】

このシステムの運用をしばらくの間見守っていく。